旅費の精算事務の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 阪南高等学校 | 　旅費の概算払をしたときは、概算払を受けた者は旅費の確定後30日以内に精算を行い、支出命令者は同期間内に精算させなければならないが、ともに当該行為を怠り、精算が遅延しているものが26件あった。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 出張先 | 出張期間 | 旅費支給額（総額） | 件数 | 精算日 |
| 滋賀県 | 令和５年５月９日 | 38,322円 | 12 | 令和５年９月１日 |
| 沖縄県 | 令和５年12月４日から同月６日まで | 141,330円 | ２ | 令和６年１月11日 |
| 沖縄県 | 令和５年12月12日から同月15日まで | 1,069,118円 | 12 | 令和６年２月21日 |

 | 検出事項について原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。【地方自治法施行令】（概算払） 第162条　次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。 一 旅費【大阪府財務規則】（概算払の精算）第47条　支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。 |
| 措置の内容 |
| 検出事項の原因は、旅費支給事務担当者が期限内での精算処理を失念していたことにある。再発防止に向けて、関係職員に対して精算の必要性について周知を行うとともに、旅費支給事務担当者が精算状況を把握し、精算が行われていない場合は該当職員に対し対処を促すことを徹底することとした。　今後は、法令等に基づき、適正な事務処理を行う。 |

　　監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和６年５月20日）